

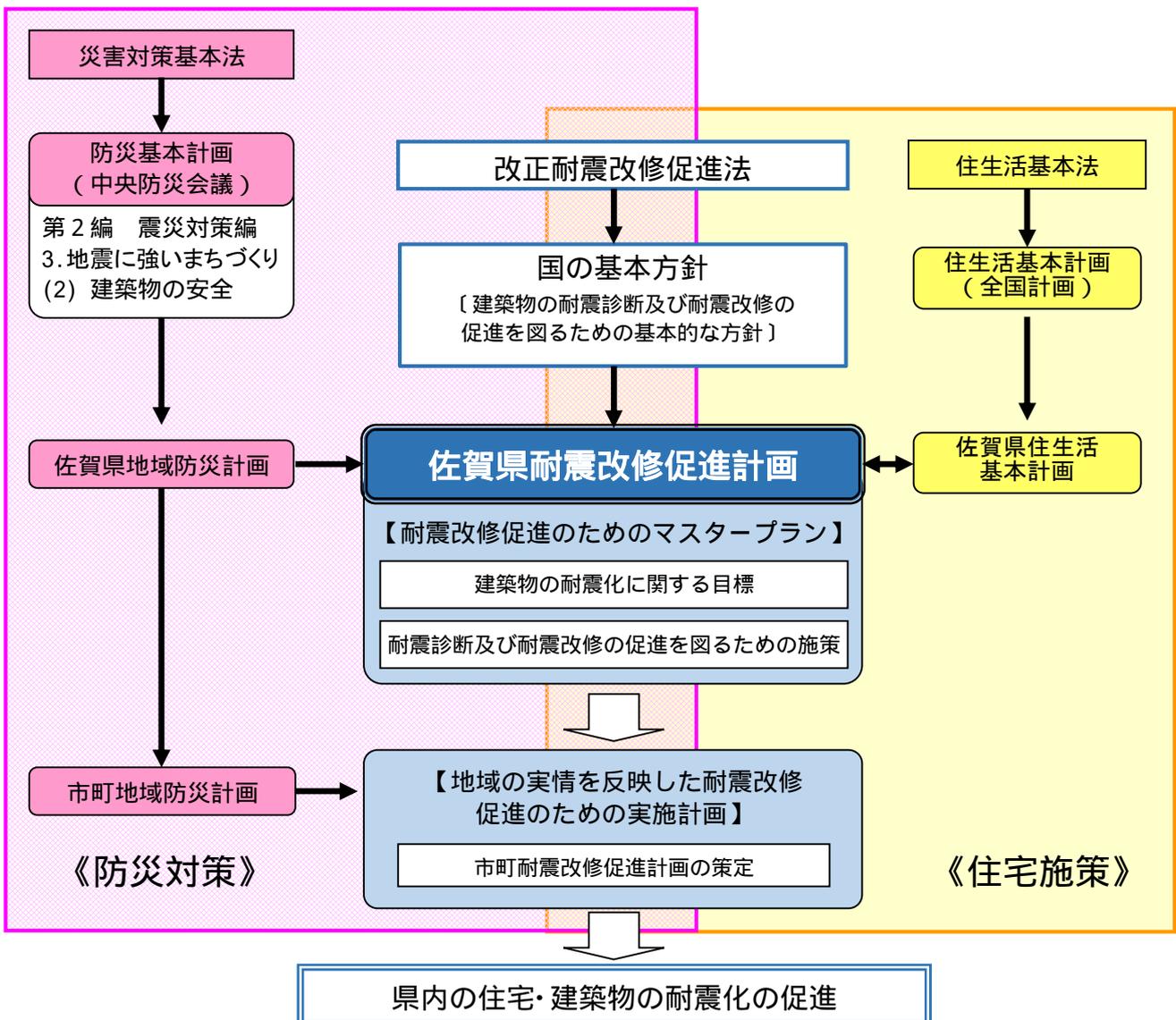
# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

佐賀県では、耐震改修促進法に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県、市町及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的として、「佐賀県耐震改修促進計画」を策定する。

## 2. 計画策定の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき国が定めた基本方針により作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等の事項を定め、県内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づける。また、策定においては、「佐賀県地域防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、佐賀県住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



### 3 . 計画の期間

本計画は、平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)までの 10 年間を計画期間とし、耐震化の目標と目標達成に向けた取り組みを定める。なお、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。